

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7189856号
(P7189856)

(45)発行日 令和4年12月14日(2022.12.14)

(24)登録日 令和4年12月6日(2022.12.6)

(51)国際特許分類

H 04 L	9/32 (2006.01)	F I	H 04 L	9/32	2 0 0 B
G 06 F	21/33 (2013.01)		G 06 F	21/33	
G 06 F	21/31 (2013.01)		G 06 F	21/31	
G 06 F	21/62 (2013.01)		G 06 F	21/62	

請求項の数 20 (全26頁)

(21)出願番号 特願2019-190731(P2019-190731)
(22)出願日 令和1年10月18日(2019.10.18)
(65)公開番号 特開2020-78067(P2020-78067A)
(43)公開日 令和2年5月21日(2020.5.21)
審査請求日 令和4年10月14日(2022.10.14)
(31)優先権主張番号 16/184,811
(32)優先日 平成30年11月8日(2018.11.8)
(33)優先権主張国・地域又は機関
米国(US)

早期審査対象出願

(73)特許権者 504407000
パロ アルト リサーチ センター インコ
ーポレイテッド
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 9 4
3 0 4 パロ アルト カイオーテ ヒル
ロード 3 3 3 3
(74)代理人 100094569
弁理士 田中 伸一郎
(74)代理人 100109070
弁理士 須田 洋之
(74)代理人 100067013
弁理士 大塚 文昭
(74)代理人 100086771
弁理士 西島 孝喜
(74)代理人 100109335

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 モバイルデバイスを有するユーザがスタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスすることをセキュアに可能にするためのシステム及び方法

(57)【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするためのコンピュータ実装方法であって、

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、ユーザに関連付けられたモバイルコンピューティングデバイスから、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスする第1のコマンドを受信することであって、

前記第1のコマンドが、短命なユーザ識別子を含み、

前記短命なユーザ識別子が、短命な鍵とユーザ固有のメタデータとを含み、

前記短命な鍵が、前記第1のコマンドに対して固有であり、前記短命な鍵が、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって直接アクセス可能ではないネットワークサービスによって前記第1のコマンドに対して生成され、

前記ユーザ固有のメタデータが、ユーザによって前もって登録されるとともに、前記ネットワークサービスによって記憶され、

前記短命なユーザ識別子が、前記ネットワークサービスの秘密鍵でデジタル署名されることと、

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、前記ネットワークサービスの公開鍵を使用して、前記デジタル署名された短命なユーザ識別子が前記ネットワークサービスによって生成されたことを検証することと、

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、前記スタンドアロンコンピ

ユーティングデバイスの前記能力にアクセスすることによって前記ユーザ固有のメタデータに基づいて前記第1のコマンドを実行することで前記スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを引き起こすことと、を含む、方法。

【請求項2】

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、前記モバイルコンピューティングデバイスに、前記第1のコマンドの成功した実行を示す通知を送信することを更に含み、

前記モバイルコンピューティングデバイスが、前記通知を前記ネットワークサービスに送信し、これにより、前記ネットワークサービスにデータ構造内のエントリを更新させ、

前記エントリが、前記ユーザ固有のメタデータに対応する、請求項1に記載の方法。

10

【請求項3】

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、

Wi-Fi-Directと、

Bluetoothと、

近距離無線通信(NFC)と、

無線プロトコルと、

無線アクセスポイント又は無線ルータを伴わない無線プロトコルと、のうちの1つ以上に基づいて無線で前記モバイルコンピューティングデバイスとペアリングすることを更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記デジタル署名された短命なユーザ識別子は、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスが前記第1のコマンドを受信する前に、前記モバイルコンピューティングデバイスによって受信され、

前記ユーザが前記デジタル署名された短命なユーザ識別子を受信する前に、前記ユーザは、

前記モバイルコンピューティングデバイス上のアプリケーションと、

ウェブサイトと、

前記モバイルコンピューティングデバイスの構成要素を介した生体認識の形態と、

前記アプリケーション又は前記ウェブサイトにアクセスするための前記ユーザのパスワードと、のうちの1つ以上に基づいて前記ネットワークサービスによって認証される、請求項1に記載の方法。

30

【請求項5】

前記短命なユーザ識別子が、前記ネットワークサービスから前記モバイルコンピューティングデバイスにネットワークを介して送信され、

前記第1のコマンドを前記スタンドアロンコンピューティングデバイスに送信する前に、前記短命なユーザ識別子は、前記モバイルコンピューティングデバイスによって前記ネットワークサービスの前記公開鍵を使用して更に検証され、

前記第1のコマンドが、前記モバイルコンピューティングデバイスによって前記スタンドアロンコンピューティングデバイスに送信され、

前記ユーザ固有のメタデータが、前記ネットワークサービスによって記憶され、これにより、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスは、前記モバイルコンピューティングデバイスが前記ネットワークサービスによって既に許可されているユーザに関連付けられていることを検証することが可能になる、請求項1に記載の方法。

40

【請求項6】

前記短命なユーザ識別子が、前記短命なユーザ識別子及びメッセージ認証コードの暗号化に基づいて前記モバイルコンピューティングデバイスから隠され、

前記暗号化は、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスと前記ネットワークサービスとの間のセキュアな暗号ハンドシェイクプロトコルに基づいて導き出されたセッション鍵を使用して実行され、

前記セキュアな暗号ハンドシェイクプロトコルは、前記モバイルコンピューティングデ

50

バイスを信頼されていないリレーとして利用する、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

前記ネットワークサービスが、クラウドベースのサーバを含み、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスが、いかなるネットワーク又はいかなる無線アクセスポイントを介しても前記クラウドベースのサーバに接続されていない、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記ネットワークサービスが前記デジタル署名された短命なユーザ識別子を前記モバイルコンピューティングデバイスに送信する前に、前記方法は、前記モバイルコンピューティングデバイスと前記ネットワークサービスとの間に第 1 のセキュア接続をトランSPORT 層セキュリティプロトコルに基づいて確立することを更に含み、

10

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスが前記第 1 のコマンドを受信する前に、前記方法は、前記モバイルコンピューティングデバイスと前記スタンドアロンコンピューティングデバイスとの間に第 2 のセキュア接続を前記トランSPORT 層セキュリティプロトコルに基づいて確立することを更に含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスが、
多機能プリンタと、
モノのインターネット（IoT）対応デバイスと、
ロボットと、のうちの 1 つ以上である、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするためのコンピュータシステムであって、
プロセッサと、

20

前記プロセッサによって実行されると、前記プロセッサに方法を実行させる命令を記憶する記憶デバイスと、を含み、前記方法が、

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、ユーザに関連付けられたモバイルコンピューティングデバイスから、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスする第 1 のコマンドを受信することであって、

前記第 1 のコマンドが、短命なユーザ識別子を含み、

前記短命なユーザ識別子が、短命な鍵とユーザ固有のメタデータとを含み、

30

前記短命な鍵が、前記第 1 のコマンドに対して固有であり、前記短命な鍵が、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって直接アクセス可能ではないネットワークサービスによって前記第 1 のコマンドに対して生成され、

前記ユーザ固有のメタデータが、ユーザによって前もって登録されるとともに、前記ネットワークサービスによって記憶され、

前記短命なユーザ識別子が、前記ネットワークサービスの秘密鍵でデジタル署名される、ことと、

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、前記ネットワークサービスの公開鍵を使用して、前記デジタル署名された短命なユーザ識別子が前記ネットワークサービスによって生成されたことを検証することと、

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスの前記能力にアクセスすることによって前記ユーザ固有のメタデータに基づいて前記第 1 のコマンドを実行することで前記スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを引き起こすことと、を含む、コンピュータシステム。

40

【請求項 11】

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、前記モバイルコンピューティングデバイスに、前記第 1 のコマンドの成功した実行を示す通知を送信することを更に含み、

前記モバイルコンピューティングデバイスが、前記通知を前記ネットワークサービスに送信し、これにより、前記ネットワークサービスにデータ構造内のエントリを更新させ、

50

前記エントリが、前記ユーザ固有のメタデータに対応する、請求項 10 に記載のコンピュータシステム。

【請求項 12】

前記方法が、

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、

Wi-Fi - Direct と、

Bluetooth と、

近距離無線通信 (NFC) と、

無線プロトコルと、

無線アクセスポイント又は無線ルータを伴わない無線プロトコルと、のうちの 1 つ以上に基づいて無線で前記モバイルコンピューティングデバイスとペアリングすることを更に含む、請求項 10 に記載のコンピュータシステム。 10

【請求項 13】

前記デジタル署名された短命なユーザ識別子は、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスが前記第 1 のコマンドを受信する前に、前記モバイルコンピューティングデバイスによって受信され、

前記ユーザが前記デジタル署名された短命なユーザ識別子を受信する前に、前記ユーザは、

前記モバイルコンピューティングデバイス上のアプリケーションと、

ウェブサイトと、

前記モバイルコンピューティングデバイスの構成要素を介した生体認識の形態と、

前記アプリケーション又は前記ウェブサイトにアクセスするための前記ユーザのパスワードと、のうちの 1 つ以上に基づいて前記ネットワークサービスによって認証される、請求項 10 に記載のコンピュータシステム。 20

【請求項 14】

前記短命なユーザ識別子が、前記ネットワークサービスから前記モバイルコンピューティングデバイスにネットワークを介して送信され、

前記第 1 のコマンドを前記スタンドアロンコンピューティングデバイスに送信する前に、前記短命なユーザ識別子は、前記モバイルコンピューティングデバイスによって前記ネットワークサービスの前記公開鍵を使用して更に検証され、 30

前記第 1 のコマンドが、前記モバイルコンピューティングデバイスによって前記スタンドアロンコンピューティングデバイスに送信され、

前記ユーザ固有のメタデータが、前記ネットワークサービスによって記憶され、これにより、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスは、前記モバイルコンピューティングデバイスが前記ネットワークサービスによって既に許可されているユーザに関連付けられていることを検証することが可能になる、請求項 10 に記載のコンピュータシステム。 30

【請求項 15】

前記短命なユーザ識別子が、前記短命なユーザ識別子及びメッセージ認証コードの暗号化に基づいて前記モバイルコンピューティングデバイスから隠され、

前記暗号化は、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスと前記ネットワークサービスとの間のセキュアな暗号ハンドシェイクプロトコルに基づいて導き出されたセッション鍵を使用して実行され、 40

前記セキュアな暗号ハンドシェイクプロトコルは、前記モバイルコンピューティングデバイスを信頼されていないリレーとして利用する、請求項 10 に記載のコンピュータシステム。

【請求項 16】

前記ネットワークサービスが、クラウドベースのサーバを含み、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスが、いかなるネットワーク又はいかなる無線アクセスポイントを介しても前記クラウドベースのサーバに接続されていない、請求項 10 に記載のコンピュータシステム。 50

【請求項 17】

前記ネットワークサービスが前記デジタル署名された短命なユーザ識別子を前記モバイルコンピューティングデバイスに送信する前に、前記方法は、前記モバイルコンピューティングデバイスと前記ネットワークサービスとの間に第1のセキュア接続をトランSPORT層セキュリティプロトコルに基づいて確立することを更に含み、

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスが前記第1のコマンドを受信する前に、前記方法は、前記モバイルコンピューティングデバイスと前記スタンドアロンコンピューティングデバイスとの間に第2のセキュア接続を前記トランSPORT層セキュリティプロトコルに基づいて確立することを更に含む、請求項10に記載のコンピュータシステム。

【請求項 18】

10

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスが、

多機能プリンタと、

モノのインターネット(IoT)対応デバイスと、

ロボットと、のうちの1つ以上である、請求項10に記載のコンピュータシステム。

【請求項 19】

スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための装置であって、

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、ユーザに関連付けられたモバイルコンピューティングデバイスから、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスする第1のコマンドを受信するように構成された通信モジュールであって、

20

前記第1のコマンドが、短命なユーザ識別子を含み、

前記短命なユーザ識別子が、短命な鍵とユーザ固有のメタデータとを含み、

前記短命な鍵が、前記第1のコマンドに対して固有であり、前記短命な鍵が、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって直接アクセス可能ではないネットワークサービスによって前記第1のコマンドに対して生成され、

前記ユーザ固有のメタデータが、ユーザによって前もって登録されるとともに、前記ネットワークサービスによって記憶され、

前記短命なユーザ識別子が、前記ネットワークサービスの秘密鍵でデジタル署名される、通信モジュールと、

30

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、前記ネットワークサービスの公開鍵を使用して、前記デジタル署名された短命なユーザ識別子が前記ネットワークサービスによって生成されたことを検証するように構成された検証モジュールと、

前記スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスの前記能力にアクセスすることによって前記ユーザ固有のメタデータに基づいて前記第1のコマンドを実行することで前記スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを引き起こすように構成されたコマンド実行モジュールと、を含む、装置。

【請求項 20】

前記短命なユーザ識別子が、前記ネットワークサービスから前記モバイルコンピューティングデバイスにネットワークを介して送信され、

40

前記第1のコマンドを前記スタンドアロンコンピューティングデバイスに送信する前に、前記短命なユーザ識別子は、前記モバイルコンピューティングデバイスによって前記ネットワークサービスの前記公開鍵を使用して更に検証され、

前記第1のコマンドが、前記モバイルコンピューティングデバイスによって前記スタンドアロンコンピューティングデバイスに送信され、

前記ユーザ固有のメタデータが、前記ネットワークサービスによって記憶され、これにより、前記スタンドアロンコンピューティングデバイスは、前記モバイルコンピューティングデバイスが前記ネットワークサービスによって既に許可されているユーザに関連付けられていることを検証することが可能になる、請求項19に記載の装置。

50

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本開示は、一般に、電子通信に関連する。より具体的には、本開示は、モバイルデバイスを有するユーザがスタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスすることをセキュアに可能にするためのシステム及び方法に関する。

【0002】

インターネット及び電子商取引の急増により、膨大な量のデジタルコンテンツが作成され続けている。従来のシステムでは、ユーザが、ユーザのモバイルデバイスを介して、コンピューティングデバイス上のデジタルコンテンツ又はコンピューティングデバイスの能力にアクセスすることを所望するとき、アクセスされるコンピューティングデバイスは、典型的にはネットワーク上にあり、そのネットワーク上のコンピューティングデバイスへのインターフェースを介してアクセス可能である。例えば、ユーザが多機能プリンタの能力にアクセスする（例えば、多機能プリンタ上で文書を印刷する）ことを所望する場合、ユーザのモバイルデバイス及び多機能プリンタの両方は、同じネットワークを介してアクセス可能でなければならない。しかしながら、この多機能プリンタがネットワーク上にない場合、ユーザは多機能プリンタにアクセスすることはできない。

10

【0003】

更に、特定のアプリケーション固有の動作は、典型的にはネットワークサービスを介して達成され、ネットワークサービスは、様々なコンピューティングデバイスの動作を管理することができる。例えば、ユーザを認証すること、特定のコンピューティングデバイスの能力にアクセスする権限をユーザに与えること、ユーザのアカウント特権を更新すること、及びユーザ固有のパーソナライゼーションを提供することは、典型的には、ネットワークサービスによって管理及び監視されるタスクである。ネットワークサービスは、クラウドベースのサーバ、又は複数の他のデバイスを管理することができる任意の他のコンピューティングデバイス若しくはコンピューティングエンティティを含むことができ、これらの例示的なタイプのアプリケーション固有の動作を実行することができる。

20

【0004】

従来のシステムでは、モバイルデバイスを有するユーザは、コンピューティングデバイス（例えば、多機能プリンタ）が、モバイルデバイスからもアクセス可能であるネットワーク上にある場合にのみ、そのコンピューティングデバイスの機能にアクセスすることができる。ユーザは、これらのアプリケーション固有の動作を実行するために、他のコンピューティングデバイスに頼る必要があり得、こうした他のコンピューティングデバイスは、特定のコンピューティングデバイスの機能にアクセスするユーザの能力を限定又は制限することができる。この依存を軽減することへのいくつかの現在の解決策は、コンピューティングデバイスに接続された管理コンピューティングエンティティの存在を想定しており、管理コンピューティングエンティティは、上述のアプリケーション固有の動作を実行する。一例は、コンピューティングデバイスが、管理されているデバイスのフリート（例えば、多機能プリンタのフリート）の一部である場合である。しかしながら、モバイルデバイスを有するユーザが、管理コンピューティングエンティティを使用せずに、「スタンドアロン」コンピューティングデバイス（すなわち、ネットワークサービス又はクラウドベースのサーバを介してアクセスすることができないコンピューティングデバイス）の能力にアクセスすることができる機構は、現在存在しない。

30

【0005】

一実施形態は、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にする。動作中、システムは、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、ユーザに関連付けられたモバイルコンピューティングデバイスから、スタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスする第1のコマンドを受信し、第1のコマンドは、短命な鍵を含み、かつユーザ固有のメタデータを示す、短命なユーザ識別子を含んでおり、短命なユーザ識別子は、第1のコマンドに固有であり、短命な鍵は、ネットワークサ

40

50

ービスによって生成されており、短命なユーザ識別子は、ネットワークサービスの秘密鍵でデジタル署名されており、スタンドアロンコンピューティングデバイスは、ネットワークサービスによって直接アクセス可能ではない。システムは、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、ネットワークサービスの公開鍵を使用して、デジタル署名された短命なユーザ識別子がネットワークサービスによって生成されたことを検証する。システムは、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、スタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスすることによってユーザ固有のメタデータに基づいて第1のコマンドを実行する。

【0006】

いくつかの実施形態では、システムは、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、モバイルコンピューティングデバイスに、第1のコマンドの成功した実行を示す通知を送信し、モバイルコンピューティングデバイスは、通知をネットワークサービスに送信し、これにより、ネットワークサービスにデータ構造内のエントリを更新させ、エントリは、ユーザ固有のメタデータに対応する。

10

【0007】

いくつかの実施形態では、システムは、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、Wi-Fi - Directと、Bluetooth（登録商標）と、近距離無線通信（NFC）と、無線プロトコルと、無線アクセスポイント又は無線ルータを伴わない無線プロトコルと、のうちの1つ以上に基づいて無線でモバイルコンピューティングデバイスとペアリングする。

20

【0008】

いくつかの実施形態では、デジタル署名された短命なユーザ識別子は、スタンドアロンコンピューティングデバイスが第1のコマンドを受信する前に、モバイルコンピューティングデバイスによって受信され、ユーザは、ユーザがデジタル署名された短命なユーザ識別子を受信する前に、モバイルコンピューティングデバイス上のアプリケーションと、ウェブサイトと、モバイルコンピューティングデバイスの構成要素を介した生体認識の形態と、アプリケーション又はウェブサイトにアクセスするためのユーザのパスワードと、のうちの1つ以上に基づいて（based on or more of）ネットワークサービスによって認証される。

30

【0009】

いくつかの実施形態では、短命なユーザ識別子は、ネットワークサービスからモバイルコンピューティングデバイスにネットワークを介して送信され、短命なユーザ識別子は、第1のコマンドをスタンドアロンコンピューティングデバイスに送信する前に、モバイルコンピューティングデバイスによってネットワークサービスの公開鍵を使用して更に検証され、第1のコマンドは、モバイルコンピューティングデバイスによってスタンドアロンコンピューティングデバイスに送信され、ユーザ固有のメタデータは、ネットワークサービスによって記憶され、これにより、スタンドアロンコンピューティングデバイスは、モバイルコンピューティングデバイスがネットワークサービスによって既に許可されているユーザに関連付けられていることを検証することが可能になる。

40

【0010】

いくつかの実施形態では、短命なユーザ識別子は、短命なユーザ識別子及びメッセージ認証コードの暗号化に基づいてモバイルコンピューティングデバイスから隠され、暗号化は、スタンドアロンコンピューティングデバイスとネットワークサービスとの間のセキュアな暗号ハンドシェイクプロトコルに基づいて導き出されたセッション鍵を使用して実行され、セキュアな暗号ハンドシェイクプロトコルは、モバイルコンピューティングデバイスを信頼されていないリレーとして利用する。

【0011】

いくつかの実施形態では、ネットワークサービスは、クラウドベースのサーバを含み、スタンドアロンコンピューティングデバイスは、いかなるネットワーク又はいかなる無線アクセスポイントを介してもクラウドベースのサーバに接続されていない。

50

【0012】

いくつかの実施形態では、ネットワークサービスがデジタル署名された短命なユーザ識別子をモバイルコンピューティングデバイスに送信する前に、システムは、モバイルコンピューティングデバイスとネットワークサービスとの間に第1のセキュア接続をトランスポート層セキュリティプロトコルに基づいて確立する。スタンドアロンコンピューティングデバイスが第1のコマンドを受信する前に、システムは、モバイルコンピューティングデバイスとスタンドアロンコンピューティングデバイスとの間に第2のセキュア接続をトランスポート層セキュリティプロトコルに基づいて確立する。

【0013】

いくつかの実施形態では、スタンドアロンコンピューティングデバイスは、多機能プリンタと、モノのインターネット（IoT）対応デバイスと、ロボットと、のうちの1つ以上である。

10

【図面の簡単な説明】**【0014】**

【図1A】本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための例示的な環境を示す。

【図1B】本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための例示的な環境を示す。

【図1C】本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための例示的な環境を示す。

20

【図2】本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするためのテーブルをユーザ固有のメタデータも含めて提示する。

【図3A】本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための方法を示すフローチャートを提示する。

【図3B】本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための方法を示すフローチャートを提示する。

【図3C】本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための方法を示すフローチャートを提示する。

【図3D】本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための方法を示すフローチャートを提示する。

30

【図3E】本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための方法を示すフローチャートを提示する。

【図4】本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするためのスタンドアロンコンピューティングデバイスによる方法を示すフローチャートを提示する。

【図5】本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にする例示的な分散コンピュータ及び通信システムを示す。

【図6】本出願の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にする例示的な装置を示す。

【0015】

40

図面において、同様の参照番号は、同様の図要素を指す。

【発明を実施するための形態】**【0016】**

本明細書に記載される実施形態は、モバイルデバイスを有するユーザがスタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスすることを可能にする問題を解決するシステムを提供する。

【0017】

従来のシステムでは、ユーザが、ユーザのモバイルデバイスを介して、コンピューティングデバイス上のデジタルコンテンツ又はコンピューティングデバイスの能力にアクセスすることを所望するとき、アクセスされるコンピューティングデバイスは、典型的にはネ

50

ツトワーク上にあり、そのネットワーク上のコンピューティングデバイスへのインターフェースを介してアクセス可能である。例えば、ユーザが多機能プリンタの能力にアクセスする（例えば、多機能プリンタ上で文書を印刷する）ことを所望する場合、ユーザのモバイルデバイス及び多機能プリンタの両方は、同じネットワークを介してアクセス可能でなければならない。しかしながら、この多機能プリンタがネットワーク上にない場合、ユーザは多機能プリンタにアクセスすることはできない。

【 0 0 1 8 】

更に、特定のアプリケーション固有の動作は、典型的にはネットワークサービスを介して達成され、ネットワークサービスは、様々なコンピューティングデバイスの動作を管理することができる。例えば、ユーザを認証すること、特定のコンピューティングデバイスの能力にアクセスする権限をユーザに与えること、ユーザのアカウント特権を更新すること、及びユーザ固有のパーソナライゼーションを提供することは、典型的には、ネットワークサービスによって管理及び監視されるタスクである。ネットワークサービスは、クラウドベースのサーバ、又は複数の他のデバイスを管理することができる任意の他のコンピューティングデバイス若しくはコンピューティングエンティティを含むことができ、これらの例示的なタイプのアプリケーション固有の動作を実行することができる。

10

【 0 0 1 9 】

従来のシステムでは、モバイルデバイスを有するユーザは、コンピューティングデバイス（例えば、多機能プリンタ）が、モバイルデバイスからもアクセス可能であるネットワーク上にある場合にのみ、そのコンピューティングデバイスの機能にアクセスすることができる。ユーザは、これらのアプリケーション固有の動作を実行するために、他のコンピューティングデバイスに頼る必要があり得、こうした他のコンピューティングデバイスは、特定のコンピューティングデバイスの機能にアクセスするユーザの能力を限定又は制限することができる。この依存を軽減することへのいくつかの現在の解決策は、コンピューティングデバイスに接続された管理コンピューティングエンティティの存在を想定しており、管理コンピューティングエンティティは、上述のアプリケーション固有の動作を実行する。一例は、コンピューティングデバイスが、管理されているデバイスのフリート（例えば、多機能プリンタのフリート）の一部である場合である。しかしながら、モバイルデバイスを有するユーザが、管理コンピューティングエンティティを使用せずに、「スタンドアロン」コンピューティングデバイス（すなわち、ネットワークサービス又はクラウドベースのサーバを介してアクセスすることができないコンピューティングデバイス）の能力にアクセスすることができる機構は、現在存在しない。

20

【 0 0 2 0 】

本明細書に記載される実施形態は、モバイルデバイスを有するユーザがスタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスすることを可能にする問題を解決するシステムを提供する。例示的な一実施形態では、スタンドアロンコンピューティングデバイスはスタンドアロン多機能プリンタ（MFP）であり、ユーザのモバイルデバイスは、データ接続を有するスマートフォン（「モバイルデバイス」）であり、ネットワークサービスは、スマートフォンと通信するが、MFPとは通信しない、クラウド有効化デバイス（「クラウドベースのサーバ」）である。ユーザのモバイルデバイスは、任意の既知の方法を介してクラウドベースのサーバの公開鍵を取得することができる。スタンドアロンコンピューティングデバイスは、例えば、製造時又はファームウェアアップグレード時に含まれているものを介してクラウドベースのサーバの公開鍵を取得することができる。

30

【 0 0 2 1 】

ユーザは、クラウドベースのサーバに登録し、ユーザがクラウドベースのサーバに対して認証を行うことができるアカウントクレデンシャルをセットアップすることができる。例えば、ユーザは、ユーザ名、パスワード、及び生体認識の形態をセットアップすることができる。続いて、ユーザは（ユーザのモバイルデバイスを介して）、ユーザのアカウントクレデンシャルに基づき、クラウドベースのサーバとの認証プロセスを介してMFPへのアクセスを要求することができる。クラウドベースのサーバは、短命なユーザ識別子を

40

50

生成することができ、短命なユーザ識別子は、短命な鍵（固有のものであり、特定のコマンドに対して生成される）及びユーザ固有のメタデータ（クラウドベースのサーバによって記憶されたデータ構造から取得することができ、ユーザの好み／設定を含むことができる）を含むことができる。クラウドベースのサーバのそれ自身の秘密鍵を使用して、クラウドベースのサーバは、生成された短命なユーザ識別子にデジタル署名し、デジタル署名された短命なユーザ識別子をユーザのモバイルデバイスに送信することができる。

【 0 0 2 2 】

続いて、ユーザのモバイルデバイスは、クラウドベースのサーバの公開鍵を使用して、短命なユーザ識別子がクラウドベースのサーバによって署名されたことを検証することによって、デジタル署名された短命なユーザ識別子を検証することができる。次いで、ユーザのモバイルデバイスは、適切なコマンドをMFPに送信することができ、このコマンドは、デジタル署名された短命なユーザ識別子を含むことができる。MFPもまた、デジタル署名された短命なユーザ識別子と同じ方法で（すなわち、クラウドベースのサーバの公開鍵を使用することによって）検証することができ、検証に成功した場合、コマンドを実行することができる。

10

【 0 0 2 3 】

ユーザのモバイルデバイスとクラウドベースのサーバとの間の第1のセキュア接続は、例えば、ロングタームエボリューション（LTE）、5G、4G、3G、又はWi-Fiプロトコルを介して、第1のトランスポート層セキュリティ（TLS）プロトコルハンドシェイクに基づくことができる。この第1の接続は、登録プロセス及び／又はMFPへのアクセス要求の前に確立することができる。ユーザのモバイルデバイスとMFPとの間の第2のセキュア接続は、例えば、Wi-Fi - Direct又はBluetooth（登録商標）又はNFCチャネル上で、第2のTLSプロトコルハンドシェイクに基づくことができる。この第2の接続は、ユーザのモバイルデバイスがMFPにコマンドを送信する前に確立することができる。TLSハンドシェイク又は鍵共有プロトコルを確立することの先駆者として、スタンドアロンコンピューティングデバイス、モバイルデバイス、及びクラウドサービスはそれぞれ、公開暗号鍵及び秘密復号鍵を含む鍵ペアと、適切な認証局によって割り当てられた証明書と、を有することは理解される。認証局は、所与のエンティティに割り当てられた鍵を認証するために必須である。当該技術分野において既知であるように、3つのデバイスのそれぞれは、同じ認証局によって又は異なる認証局によって署名された鍵を使用することができる。以下の全ての実施形態では、公開鍵暗号方式に基づく鍵共有が記載される場合は常に、鍵が鍵認証局によって割り当てられたものであり、鍵認証局によって発行された証明書を伴うものとする。例示的な通信は、図1B及び図3A～図3Eに関連して以下に記載される。

20

【 0 0 2 4 】

本明細書に記載される実施形態では、システムは、クレデンシャルをクラウドベースのサーバからスタンドアロンコンピューティングデバイスにユーザのモバイルデバイスを介してリレーするネットワーク接続を使用している間、ユーザのモバイルデバイスが、ユーザを認証する信頼のルートになることを可能にする。更に、記載されたシステムの実施形態は、このフリート内のデバイスを管理する、常に存在する管理コンピューティングサービスの複雑性、保守、及び費用を排除することによって、従来のシステムを改善する。システムは、必要に応じて、この機能を、フリートのユーザとのみ通信するクラウドベースのサーバに移す。結果として、システムはまた、コンピューティングデバイスがユーザのモバイルデバイスと日和見的にペアリングすることができる限り、フリート内のコンピューティングデバイスが、常に存在するネットワークに接続されている必要性も排除する。

30

【 0 0 2 5 】

システムは更に、フリート内のコンピューティングデバイスが、特定のユーザクレデンシャル及び特定のユーザ情報を管理コンピューティングサービスに渡すことができるよう構成されなければならない、複雑なセットアップ段階を排除する。代わりに、フリート内の新しいコンピューティングデバイスは、ユーザのモバイルデバイスと通信することができます

40

50

できさえすればよい。システムはまた、ユーザがフリート内のコンピューティングデバイスと同じネットワーク内にいる必要性も排除する。

【0026】

したがって、本明細書に記載される実施形態は、スタンドアロンコンピューティングデバイス（MFPなど）の能力にアクセスするためのユーザのモバイルデバイスの能力を改善するコンピュータシステムを提供する。ユーザのモバイルデバイスが信頼のルートになること可能にすることによって、システムは、コンピューティングデバイスのフリートを管理する、常に存在する管理コンピューティングサービスの必要性を排除することができる。システムは、本明細書に記載されるように、ユーザのモバイルデバイスがスタンドアロンコンピューティングデバイスにアクセスすることができる方法に改善をもたらす。したがって、システムは、常に存在する管理エンティティのオーバーヘッド又はそのような常に存在する管理エンティティとフリート内のコンピューティングデバイスとの間のネットワーク接続のいずれかを必要とせずに、ユーザが、スタンドアロンコンピューティングデバイスの物理的（又は他の）能力にアクセスすることを可能にすることによって、データアクセスの技術領域を強化及び改善する。

10

【0027】

特許請求されるシステムは、技術的な問題（スタンドアロンコンピューティングデバイス内のデジタルデータにアクセスすること、及びネットワークを介したデジタル通信の効率を改善すること）に対する技術的な解決策（本明細書に記載されるように、デジタル署名された短命なユーザ識別子をシステム内で使用すること）である。更に、改善は基本的に技術的なものであり、より効率的なデジタル通信をもたらすことができ、本明細書に記載されるように、様々な実用的で具体的かつ実体的な用途に適用することができる。

20

【0028】

用語「ネットワークサービス」は、例えば、LTE、5G、4G、3G、又はWi-Fiプロトコルを介してアクセス可能であるサーバ又はコンピューティングデバイス又はコンピューティングエンティティを指す。ネットワークサービスは、認証、許可、及び課金を含むアプリケーション固有の動作を提供することができる。ネットワークサービスはまた、複数のユーザ（例えば、ユーザ固有のメタデータ）に関連付けられた情報（例えば、メタデータ）を記憶することもできる。「クラウドベースのサーバ」は、ネットワークサービスの一例であり得る。

30

【0029】

用語「モバイルデバイス」及び「モバイルコンピューティングデバイス」は、本開示において互換的に使用され、また、例えば、スマートフォン、タブレット、ラップトップ、及びコンピュータを含むことができる。

【0030】

用語「スタンドアロンコンピューティングデバイス」は、無線アクセスポイント又は無線ルータを伴う無線プロトコルを介してアクセスすることができない任意のコンピューティングデバイスを指すことができる。ユーザのモバイルデバイスは、例えば、Wi-Fi-Direct、Bluetooth（登録商標）、無線プロトコル、及び無線アクセスポイント又は無線ルータを伴わない無線チャネルの上でペアリングプロトコルを使用してスタンドアロンコンピューティングデバイスとペアリングすることができる。スタンドアロンコンピューティングデバイスの例としては、多機能プリンタ、モノのインターネット（IoT）対応デバイス、及びロボットが挙げられる。

40

【0031】

図1Aは、本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための例示的な環境100を示す。環境100は、クラウドベースのサーバ102、ユーザ104に関連付けられたモバイルコンピューティングデバイス106、及びスタンドアロンコンピューティングデバイス108を含むことができる。クラウドベースのサーバ102は、無線アクセスポイント又は無線ルータを伴う無線プロトコルを介して、例えば、LTE/5G/4G/3G/Wi-Fiプロトコル110を

50

介して、モバイルコンピューティングデバイス 106 と通信することができる。具体的には、クラウドベースのサーバ 102 及びモバイルコンピューティングデバイス 106 は、ネットワーク 120 を介して互いに通信することができる。モバイルコンピューティングデバイス 106 はまた、無線アクセスポイント又は無線ルータを伴わない無線プロトコルを介して、例えば、Bluetooth (登録商標) / WiFi - Direct / NFC プロトコル 112 を介して、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 と通信することもできる。スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 は、ネットワーク 120 に、又は任意の他のネットワークに接続されていない。

【0032】

モバイルコンピューティングデバイス 106 は、無線能力を有する任意のコンピューティングデバイス又はクライアントコンピューティングデバイス、例えば、ラップトップ、タブレット、スマートフォン、モバイルデバイス、及びコンピュータであり得る。スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 は、例えば、多機能プリンタ (MFP)、モノのインターネット (IoT) 対応デバイス、又はロボットであり得る。スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 は、例えば、モバイルコンピューティングデバイス 106 上の特定のアプリケーションにおいて、(モバイルコンピューティングデバイス 106 のディスプレイ上で) 利用可能な MFP のメニューの一部としてユーザ 104 に提示され得る。特定のアプリケーションは、民間企業アプリケーション、顧客アプリケーション、又は雇用者アプリケーションであり得る。スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 はまた、ユーザ 104 がスタンドアロンコンピューティングデバイス 108 の「近く」にいるときはいつでも、モバイルコンピューティングデバイス 106 のロック画面上に自動的に現れることによって、ユーザ 104 に提示されてもよい。この自動表示は、モバイルコンピューティングデバイス 106 とスタンドアロンコンピューティングデバイス 108 との間にセキュア接続 (例えば、図 1B に関連して以下に記載される TLS ハンドシェイク 146) が確立された後に発生することができる。スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 の「近く」は、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 から所定の距離、例えば、モバイルコンピューティングデバイス 106 と Bluetooth (登録商標) 又は NFC 又は WiFi - Direct 接続を確立することができる距離内の物理的空間又は領域として定義され得ることに留意されたい。

【0033】

図 1B は、本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための例示的な環境 130 を示す。環境 130 は、環境 100 と同様であり、3 つの図示されたエンティティ (すなわち、クラウドベースのサーバ 102、モバイルコンピューティングデバイス 106、及びスタンドアロンコンピューティングデバイス 108) の間の特定の通信を含む。

【0034】

動作中、ユーザ 104 は (モバイルコンピューティングデバイス 106 を介して)、クラウドベースのサーバ 102 とのユーザ登録 132 プロセスを実行することができ、このプロセスの間、ユーザ 104 は、ユーザプリファレンス、ユーザ名、パスワード、及び生体情報 (すなわち、生体認識の形態) などの情報を登録することができる。生体認識 (例えば、体測定値及び計算値) は、個人を標識及び記述するために使用される特徴的で測定可能な特性を指すことができ、これには、体の形状に関連する生理学的特性 (例えば、指紋、手のひら静脈、顔認識、DNA、掌紋、掌形、虹彩認識、網膜、及び臭気 / 香氣)、及び人の行動パターンに関連する行動特性 (例えば、タイピングリズム、歩容、及び音声) を含むことができる。

【0035】

ユーザ 104 はまた、特定のマシン又はアカウントに対して残高を増加又は減少させることもでき (例えば、接続されたバンキングアプリケーション又は他の金融アプリケーションを介して預け入れ又は払い戻しを行うことによる)、また、他の登録関連タスクを実行することもできる。クラウドベースのサーバ 102 は、図 2 に関連して後述するよう

10

20

30

40

50

、登録されたユーザ情報をユーザ固有のメタデータ105テーブル内に記憶及び維持することができる。ユーザ104は(モバイルコンピューティングデバイス106を介して)、クラウドベースのサーバ102とのTLSハンドシェイク134を開始することによって、クラウドベースのサーバ102とのセキュア接続を確立することができる。

【0036】

続いて、ユーザ104は(モバイルコンピューティングデバイス106を介して)、短命なユーザ識別子を要求することができる(通信136)。ユーザ104は、アプリケーション又はウェブサイトを介してこの要求136を実行することができ、また、正しいパスワード及び/又は生体情報を入力要求に応じて(例えば、モバイルコンピューティングデバイス106のユーザインターフェースディスプレイを介して)提供することもできる。要求136を受信すると、クラウドベースのサーバ102は、短命な鍵を生成し(機能138)、ユーザ104のユーザ固有のメタデータ(すなわち、ユーザ104に関連付けられ、ユーザ104によって以前に登録された、テーブル105からのメタデータ)を取得することができる。メタデータ140はまた、ユーザ104が許可されている役割のリスト、ユーザ104のアカウント番号、及び同様の補助情報を含むこともできる。役割のリストは、ユーザ104によって(例えば、スタンドアロンコンピューティングデバイス108とのペアリング成功後に)続いてアクセスすることができる機能を制限又は定義するために使用することができる。

【0037】

クラウドベースのサーバ102は、クラウドベースのサーバ102の秘密鍵Secret Keysを使用して、生成された短命な鍵及び取得されたユーザ固有のメタデータにデジタル署名することができる(機能140)、その結果、短命なユーザ識別子142が得られる。次いで、クラウドベースのサーバ102は、短命なユーザ識別子142を(モバイルコンピューティングデバイス106を介して)ユーザ104に返送することができる。

【0038】

短命なユーザ識別子142を受信すると、モバイルコンピューティングデバイス106は、短命なユーザ識別子142が実際にクラウドベースのサーバ102によって署名され、送信されたことを保証するために、クラウドベースのサーバ102の公開鍵(すなわち、Public Keys)を使用して、デジタル署名を検証することができる(機能144)。モバイルコンピューティングデバイス106は、ユーザ登録132の前、その間、又はその後に、クラウドベースのサーバ102の公開鍵を取得することができる。クラウドベースのサーバ102の公開鍵は、この情報を取得することを所望する任意のエンティティによって容易に利用可能かつ取得可能である。デジタル署名を成功裏に検証し、それにより、短命なユーザ識別子142が、実際に、(悪意のある又は不正なエンティティに対立するものとしての)クラウドベースのサーバ102によって署名され、送信されたことを確認すると、モバイルコンピューティングデバイス106は、スタンドアロンコンピューティングデバイス108とのTLSハンドシェイク146を開始することによって、スタンドアロンコンピューティングデバイス108とセキュア接続を確立することができる。

【0039】

続いて、モバイルコンピューティングデバイス106は、コマンド148(短命なユーザ識別子142を含む)を生成し、コマンド148をスタンドアロンコンピューティングデバイス108に送信することができる。コマンド148を受信すると、スタンドアロンコンピューティングデバイス108は、短命なユーザ識別子142を抽出し、短命なユーザ識別子142が実際にクラウドベースのサーバ102によって署名され、送信されたことを保証するために、クラウドベースのサーバ102の公開鍵(すなわち、Public Keys)を使用して、デジタル署名を検証することができる(機能150)。検証に成功すると、スタンドアロンコンピューティングデバイス108は、コマンド148を実行し(機能152)、実行されたコマンドに関連付けられたトランザクション情報を示す通知メッセージを生成し(機能154)、モバイルコンピューティングデバイス106に

10

20

30

40

50

通知 156 を返送することができる。この実施形態は、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 に記憶される復号鍵を必要としない。スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 は、短命なユーザ ID 142 を平文で受信することができ、クラウドベースのサーバ 102 の公開鍵を使用して、クラウドベースのサーバ 102 の関連する署名を検証することができる。一実施形態では、そのような復号鍵をスタンドアロンコンピューティングデバイス 108 にセキュアに記憶することができる場合、短命なユーザ識別子 142 は、上記のように平文で送信される必要はないが、代わりに、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 にのみ既知の復号鍵を使用してクラウドベースのサーバ 102 によって暗号化されることができる。別の実施形態では、モバイルコンピューティングデバイス 106 を信頼されていないリレーとして使用した、クラウドベースのサーバ 102 との TLS 型のハンドシェイクを使用して、復号鍵がスタンドアロンコンピューティングデバイス 108 によって導き出されることができる場合、この場合もやはり、短命なユーザ識別子 142 は、上記のように平文で送信される必要はないが、代わりに、(図 1C に関連して後述するように) TLS 型のハンドシェイクを介して、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 によって導き出された復号鍵を使用して、クラウドベースのサーバ 102 によって暗号化されることができる。10

【0040】

通知 156 を受信すると、モバイルコンピューティングデバイスは、通知 158 をクラウドベースのサーバ 102 に送信することができ、通知 158 は、通知 156 に示されているのと同様のトランザクション情報を伝える。トランザクション情報は、例えば、印刷されたページの数、印刷されたページの数に関連した金額又はコスト、及びトランザクションに関連した任意の他の関連情報を含むことができる。続いて、クラウドベースのサーバ 102 は、受信したトランザクション情報に基づいてユーザ固有のメタデータ 105 を更新することができる。20

【0041】

図 1C は、本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための例示的な環境 160 を示す。環境 160 は、環境 100 と同様であり、3 つの図示されたエンティティ (すなわち、クラウドベースのサーバ 102 、モバイルコンピューティングデバイス 106 、及びスタンドアロンコンピューティングデバイス 108) の間の特定の通信を含む。30

【0042】

動作中、ユーザ 104 は (モバイルコンピューティングデバイス 106 を介して) 、図 1B で上述したように、クラウドベースのサーバ 102 とのユーザ登録 132 プロセスを実行することができる。ユーザ 104 は (モバイルコンピューティングデバイス 106 を介して) 、クラウドベースのサーバ 102 との TLS ハンドシェイク 134 を開始することによって、クラウドベースのサーバ 102 とのセキュア接続を確立することができる。モバイルコンピューティングデバイス 106 はまた、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 との TLS ハンドシェイク 146 を開始することによって、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 とのセキュア接続を確立することもできる。ユーザ 104 は (モバイルコンピューティングデバイス 106 を介して) 、短命なユーザ識別子を要求することができ (通信 161) 、及び / 又はコマンド 162 をスタンドアロンコンピューティングデバイス 108 に送信することができる。要求 161 を受信すると、クラウドベースのサーバ 102 は、短命なユーザ識別子を生成する前にセッション暗号文を受信するのを待つことができる。40

【0043】

コマンド 162 を受信すると、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 は、セッション鍵を生成し (機能 164) 、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 の秘密鍵を使用してセッション鍵を署名することによって「 COMBO_1 」を生成することができる (例えば、 COMBO_1 = SIG (セッション鍵 , Secret Key S A C D)) (機能 166) 。スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 は、クラ
50

ウドベースのサーバの公開鍵を使用して COMBO_1 を暗号化することによって「セッション暗号文」を生成することができる（例えば、 $\text{ENC}(\text{COMBO_1}, \text{Public Keys})$ ）（機能 168）。スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 は、セッション暗号文 170 をモバイルコンピューティングデバイス 106 に送信することができる。モバイルコンピューティングデバイス 106 は、クラウドベースのサーバ 102 の秘密鍵を有しないため、モバイルコンピューティングデバイス 106 は、セッション暗号文 170 を解読することができない。代わりに、モバイルコンピューティングデバイス 106 は、セッション暗号文 170 を（セッション暗号文 172 として）クラウドベースのサーバ 102 に転送することができる。

【0044】

セッション暗号文 172 を受信すると、クラウドベースのサーバ 102 は、クラウドベースのサーバ 102 の秘密鍵を使用してセッション暗号文 172 を復号して（例えば、 $\text{DEC}(\text{ENC}(\text{COMBO_1}, \text{Public Keys}), \text{Secret Keys})$ ）、 $\text{COMBO_1} = \text{Sig}(\text{Session Key}, \text{Secret Key SACD})$ を得ることができる（機能 174）。クラウドベースのサーバ 102 は、セッション鍵がスタンドアロンコンピューティングデバイス 108 によって生成されたことを検証するために、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 の公開鍵「 Public Key SACD 」を使用して署名を検証することができる（機能 176）。続いて、クラウドベースのサーバ 102 は、短命なユーザ識別子（EUID）を生成することができる（機能 178）。例えば、クラウドベースのサーバは、短命な鍵（E/K）を生成し、ユーザ固有のメタデータ（M/D）を取得し、生成した E/K 及び取得したユーザ固有の M/D をクラウドベースのサーバ 102 の秘密鍵でデジタル署名することによって、短命なユーザ識別子を生成することができる（例えば、 $\text{EUID} = \text{E}/\text{K} + \text{M}/\text{D} || \text{SIG}(\text{E}/\text{K} + \text{M}/\text{D}, \text{Secret Keys})$ ）。クラウドベースのサーバ 102 はまた、EUID のためのメッセージ認証コード（MAC）を生成することができ、セッション鍵を使用して EUID 及び MAC を暗号化することによって「COMBO_2」を生成することもできる（例えば、 $\text{ENC}(\text{EUID} + \text{MAC}, \text{Session Key})$ ）（機能 180）。

【0045】

クラウドベースのサーバ 102 は、COMBO_2_182 をモバイルコンピューティングデバイス 106 に送信することができる。この場合もやはり、モバイルコンピューティングデバイス 106 はセッション鍵を有しないため、モバイルコンピューティングデバイス 106 は、COMBO_2_182 を解読することができない。代わりに、モバイルコンピューティングデバイス 106 は、COMBO_2_182 を（COMBO_2_184 として）スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 に転送することができる。

【0046】

COMBO_2_184 を受信すると、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 は、セッション鍵を使用して COMBO_2 を復号して、EUID 及び MAC を得ることができる（例えば、 $\text{DEC}((\text{ENC}(\text{EUID} + \text{MAC}, \text{Session Key}), \text{Session Key}))$ ）（機能 186）。スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 は、EUID が改ざんされていないことを保証するために、MAC を使用して EUID を検証することができる（機能 188）。EUID を成功裏に検証すると、スタンドアロンコンピューティングデバイス 108 は、以前に受信したコマンド 162 を実行し（機能 190）、実行されたコマンドに関連付けられたトランザクション情報を示す通知メッセージを生成し（機能 192）、モバイルコンピューティングデバイス 106 に通知 194 を返送することができる。通知 194 を受信すると、モバイルコンピューティングデバイス 106 は、通知 196 をクラウドベースのサーバ 102 に送信することができ、通知 196 は、通知 194 に示されているのと同様のトランザクション情報を伝える。

【0047】

したがって、図 1B の環境 130 で上述した検証通信とは対照的に、環境 160 は、検証工程を実行する異なる方法を示しており、システムが短命なユーザ識別子をモバイルデ

10

20

30

40

50

バイスから隠すことを可能にする。

【0048】

図2は、本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするためのテーブル210及び230をユーザ固有のメタデータも含めて提示する。テーブル210は、マシンタイプ211に対応するデータを有するテーブルであり得る。テーブル210は、ユーザ名212、現金残高214、ページ残数216、及びユーザプリファレンス218などの列を有するエントリを含むことができる。例えば、テーブル210は、前述の列に対して「j o e . y . s m i t h」、「\$26.20」、「260ページ」、及び「{縦、両面、黒／白}」の値を有するエントリ220を含むことができる。

10

【0049】

同様に、テーブル230は、マシンタイプ231に対応するデータを有するテーブルであり得る。テーブル230は、ユーザ名232、現金残高234、ページ残数236、及びユーザプリファレンス238などの列を有するエントリを含むことができる。例えば、テーブル230は、前述の列に対して「j o e . y . s m i t h」、「\$158.88」、「n/a」、及び「{横、片面、カラー}」の値を有するエントリ240を含むことができる。

【0050】

テーブル210及び230は、単に例示的なテーブルにすぎず、図示されていない他の列及び値を含み得ることに留意されたい。例えば、ユーザ固有のメタデータ200は、複数のマシンタイプに対する情報を組み込む1つのテーブルを含むことができる。ユーザ固有のメタデータ200はまた、アカウント番号、支払いタイプ、支払いの頻度、照合順序プリファレンス、ニックネーム、ユーザを識別する情報、及びスタンドアロンコンピューティングデバイスに関連した任意のオプションを含む、他のユーザプリファレンスを含むこともできる。

20

【0051】

テーブル210及び230は、クラウドベースのサーバ（例えば、図1Bのクラウドベースのサーバ102）に記憶された例示的なユーザアカウント及びプリファレンス情報を表す。ユーザ固有のメタデータ200は、ユーザの名前、アカウント番号、ニックネーム、及びユーザを識別する情報など、いくらかの個人を特定できる情報（P II）を含んでもよい。上述したように、いくつかの実施形態では、短命なユーザ識別子は、署名検証と共に平文で送信される。これらの事例では、P IIが通信チャネルの上で（すなわち、図1Aの通信プロトコル110及び112の上で）送信されないことを保証するために、クラウドベースのサーバ102は、テーブル210及び230のユーザ固有のメタデータ（任意のP IIを含む）に基づいて、数字列として、短命なユーザ識別子を生成又は導出することができる（例えば、図1Bの機能138及び140）。続いて、この数字列は、図1Bの短命なユーザ識別子142としてモバイルコンピューティングデバイス106に送信される。したがって、テーブル210及び230の列はP IIを示すが、P IIから導き出されたランダムな文字列は、P IIを示すものとはならない。

30

【0052】

図3Aは、本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための方法を示すフローチャート300を提示する。動作中、ユーザは、ネットワークサービスに登録し、ユーザ固有のメタデータを含める（動作302）。ユーザは、ユーザのモバイルコンピューティングデバイスを介して、又は必要なアカウントクレデンシャルを入力として受け入れることができる別のクライアントコンピューティングデバイスを介して、登録してもよい。例えば、必要なクレデンシャルが、モバイルコンピューティングデバイス上での入力としてのみ受け入れられることができる生体認識の形態を含む場合、ユーザは、適切なモバイルコンピューティングデバイスを使用しなければならない。しかしながら、必要なクレデンシャルが、テキストベースのエディタ又はアプリケーションを介して入力されることができるユーザ名又はパスワードを含

40

50

む場合、ユーザは、登録を実行するために任意のクライアントコンピューティングデバイスを使用してもよい。ユーザ固有のメタデータは、例えば、図2に関連して上に示したように、特定のタイプのマシンに印刷するためのユーザプリファレンス、支払いプリファレンスなどを含むことができる。

【0053】

ユーザは、モバイルコンピューティングデバイスのユーザインターフェースディスプレイ上で、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのアクセスを取得するためのアプリケーション又はウェブサイトを開く（動作304）。ユーザは、モバイルコンピューティングデバイスのユーザインターフェースディスプレイを介してネットワークサービスに、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのアクセスを取得するための認証を提供する（動作306）。認証はパスワード、又はモバイルコンピューティングデバイスの構成要素を介した生体認識の形態であり得る。10

【0054】

ユーザがネットワークサービスによって認証されない場合（判定308）、動作は戻る。ユーザがネットワークサービスによって認証される場合（判定308）、ネットワークサービスは、提供された認証に基づいてユーザを認証し（動作310）、動作は図3BのラベルAに続く。いくつかの実施形態では、ユーザ認証情報は、OAuthなどのプロトコルを介して第三者のIDプロバイダを使用して、例えば、ユーザに帰属するGoogle又はFacebookアカウントを使用して、取得又は検証することができる。

【0055】

図3Bは、本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための方法を示すフローチャート320を提示する。ユーザは、モバイルコンピューティングデバイスのユーザインターフェースディスプレイを介して、短命なユーザ識別子の要求を生成する（動作322）。要求は、ネットワークサービスによる認証が成功したとき、例えば、ユーザが、特定のスタンドアロンコンピューティングデバイスにアクセスするための特定のアプリケーション又はウェブサイトに入り、正しいアカウントクレデンシャルの入力に成功したとき、自動的に行われてもよい。要求はまた、スタンドアロンコンピューティングデバイスへの、又はスタンドアロンコンピューティングデバイスの能力（例えば、多機能プリンタ上で文書を印刷すること、又はIDTデバイス上のセンサ若しくは測定値にアクセスすること）へのアクセスを要求する別のコマンド若しくはメッセージの一部であってもよい。30

【0056】

ユーザは、モバイルコンピューティングデバイスのユーザインターフェースディスプレイを介してネットワークサービスに、短命なユーザ識別子の要求を送信する（動作324）。ネットワークサービスは、ユーザから、短命なユーザ識別子の要求を受信する（動作326）。ネットワークサービスは、短命な鍵及びユーザ固有のメタデータを含む、短命なユーザ識別子を生成する（動作328）。ユーザ固有のメタデータは、ネットワークサービスによって記憶されてもよい。ネットワークサービスは、ネットワークサービスの秘密鍵に基づいて、短命なユーザ識別子にデジタル署名する（動作330）。ネットワークサービスは、モバイルコンピューティングデバイスに、デジタル署名された短命なユーザ識別子を送信する（動作332）。モバイルコンピューティングデバイスは、ネットワークサービスから、デジタル署名された短命なユーザ識別子を受信し（動作334）、動作は図3CのラベルBに続く。40

【0057】

図3Cは、本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための方法を示すフローチャート340を提示する。モバイルコンピューティングデバイスは、ネットワークサービスの公開鍵を使用して、デジタル署名された短命なユーザ識別子がネットワークサービスによって署名されていることを検証する（動作342）。ネットワークサービスの公開鍵は、その取得を所望する任意のエンティティで利用可能であり、動作302の登録プロセス中にユーザに提供されてもよ50

いことに留意されたい。検証が成功しなかった場合（判定 344）、動作は戻る。

【0058】

検証が成功した場合（判定 344）、モバイルコンピューティングデバイスは、無線アクセスポイント又は無線ルータを伴わない第1の無線プロトコル（例えば、Blueooth（登録商標）、Wi-Fi direct、又はNFC）に基づいて無線でスタンドアロンコンピューティングデバイスとペアリングする（動作 346）。モバイルコンピューティングデバイスは、スタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスする第1のコマンドを生成し、第1のコマンドは、デジタル署名された短命なユーザ識別子を含む（動作 348）。モバイルコンピューティングデバイスは、スタンドアロンコンピューティングデバイスに、第1の無線プロトコルに基づいて第1のコマンドを送信し（動作 350）、動作は図 3D のラベル D に続く。10

【0059】

図 3D は、本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための方法を示すフローチャート 360 を提示する。動作中、スタンドアロンコンピューティングデバイスは、モバイルコンピューティングデバイスから、第1の無線プロトコルに基づいて第1のコマンドを受信する（動作 362）。スタンドアロンコンピューティングデバイスは、ネットワークサービスの公開鍵を使用して、デジタル署名された短命なユーザ識別子がネットワークサービスによって生成されたことを検証する（動作 364）。ネットワークサービスの公開鍵は、スタンドアロンコンピューティングデバイスに、製造、ファームウェアアップグレード、又は他のプロセスの間にそのファームウェアの一部として提供されてもよい。20

【0060】

いくつかの実施形態では、検証工程（動作 364）は、図 1C に関連して上述したように、異なる方式で実行されてもよい。具体的には、短命なユーザ識別子をモバイルコンピューティングデバイスから完全に隠すことが望ましい場合がある。短命なユーザ識別子を隠すことの動機は、短命なユーザ識別子の構築に使用されているユーザ固有のメタデータを隠すことである。これを達成するために、短命なユーザ識別子は、モバイルコンピューティングデバイスではなく、スタンドアロンコンピューティングデバイスのみが、識別子を復号し、それが実際にネットワークサービスによって又は同等にクラウドベースのサーバによって生成されたことを検証することができるよう暗号化され得る。これは、クラウドベースのサーバとスタンドアロンコンピューティングデバイスとの間の TLS 型のハンドシェイクによって、モバイルコンピューティングデバイスを信頼されていないリレーとして使用して実現される。30

【0061】

この実施形態が機能するための一要件は、スタンドアロンコンピューティングデバイスが、自らの公開暗号鍵及び秘密復号鍵を有し、スタンドアロンコンピューティングデバイスが、復号鍵をセキュアに記憶するために、トラステッドプラットフォームモジュールなどのハードウェアリソースを有することである。この要件が満たされると、スタンドアロンコンピューティングデバイスは、いわゆる「セッション鍵」を生成し、独自の秘密復号鍵でセッション鍵を署名し、クラウドサーバの公開暗号鍵を使用してセッション鍵と署名の組み合わせを暗号化して、セッション暗号文を生成することができる。スタンドアロンコンピューティングデバイスは、セッション暗号文をモバイルコンピューティングデバイスに送信することができ、続いて、モバイルコンピューティングデバイスは、セッション暗号文をクラウドベースのサーバに転送することができる。40

【0062】

そのような実施形態では、モバイルコンピューティングデバイスは、セッション暗号文を復号することも、スタンドアロンコンピューティングデバイスの署名を検証することもできない。一方、クラウドベースのサーバは、セッション暗号文を、その復号鍵を使用して復号して、セッション鍵及び署名を得ることができる。次いで、クラウドベースのサーバは、スタンドアロンコンピューティングデバイスの公開暗号鍵に基づいて署名を検証し50

て、セッション鍵が実際にスタンドアロンコンピューティングデバイスによって生成されたことの保証を得ることができる。次に、クラウドベースのサーバは、セッション鍵を使用して短命なユーザ識別子及びメッセージ認証コード（M A C）の暗号化を生成し、この組み合わせをモバイルコンピューティングデバイスに送信することができ、モバイルコンピューティングデバイスは、この組み合わせをスタンドアロンコンピューティングデバイスに転送することができる。モバイルコンピューティングデバイスはセッション鍵を知らず、したがって、この組み合わせを復号することができないことに留意されたい。しかしながら、スタンドアロンコンピューティングデバイスは、セッション鍵を使用して、受信した組み合わせを復号することができ、短命なユーザ識別子を明らかにし、M A Cを使用して、メッセージが送信中に改ざんされていないことを検証することができる。

10

【 0 0 6 3 】

検証が成功しなかった場合（判定 3 6 8）、動作は戻る。検証が成功した場合（判定 3 6 8）、スタンドアロンコンピューティングデバイスは、スタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスすることによってユーザ固有のメタデータに基づいて第 1 のコマンドを実行する（動作 3 7 0）。第 1 のコマンドは、スタンドアロンコンピューティングデバイス上で文書を印刷する（多機能プリンタの場合のように）、スタンドアロンコンピューティングデバイスのセンサから測定値を取得する（I O T 対応デバイスの場合のように）、又は特定の物理的タスクを実行する（ロボットの場合のように）ためのコマンドを含むことができる。スタンドアロンコンピューティングデバイスは、実行された第 1 のコマンドに関連付けられたトランザクション情報を示す通知メッセージを生成する（動作 3 7 2）。トランザクション情報は、例えば、印刷されたページの数、消費されたデータの量、監視測定値の要求に対する応答などを含むことができる。スタンドアロンコンピューティングデバイスは、モバイルコンピューティングデバイスに通知メッセージを送信し（動作 3 7 4）、動作は図 3 E のラベル D に続く。

20

【 0 0 6 4 】

図 3 E は、本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするための方法を示すフローチャート 3 8 0 を提示する。動作中、モバイルコンピューティングデバイスは、スタンドアロンコンピューティングデバイスから通知メッセージを受信する（動作 3 8 2）。モバイルコンピューティングデバイスは、ネットワークサービスに通知メッセージを送信する（動作 3 8 4）。ネットワークサービスは、モバイルコンピューティングデバイスから通知メッセージを受信する（動作 3 8 6）。ネットワークサービスは、通知メッセージに示されたトランザクション情報に基づいて、データ構造内のエントリを更新し、エントリはユーザ固有のメタデータに対応する（動作 3 8 8）。いくつかの実施形態では、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって生成された通知メッセージは、平文であり、モバイルコンピューティングデバイスに可視である。他の実施形態では、例えば、通知メッセージが、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって提供されたサービスのコストに関する情報を含む場合、通知メッセージを暗号化することは、そのコンテンツをモバイルコンピューティングデバイスから隠すために、及びモバイルコンピューティングデバイスがコンテンツを変更することを防止するために有益である。これは、クラウドベースのサーバ又はネットワークサービスの公開鍵を使用して通知メッセージを暗号化することによって簡単に達成される。更に別の実施形態では、通知メッセージは、スタンドアロンコンピューティングデバイスとクラウドベースのサーバ（又はネットワークサービス）との間に確立されたセッション鍵から導き出された鍵を使用して暗号化されてもよい。具体的には、セッション鍵は頻繁な間隔でセキュアに更新されるため（「循環される」又は変更されるとも呼ばれる）、この最後の実施形態は、敵対者に、将来の攻撃で得られる危険化したセッション鍵を使用して過去の暗号化されたメッセージを復号することが可能になると期待して暗号化されたメッセージを保存することをやめさせる、当該技術分野において既知の概念である、「前方秘匿性」を提供する要件が存在する場合に好ましい。

30

【 0 0 6 5 】

40

50

図4は、本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にするためのスタンドアロンコンピューティングデバイスによる方法を示すフローチャート400を提示する。動作中、システムは、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、ユーザに関連付けられたモバイルコンピューティングデバイスから、スタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスする第1のコマンドを受信し、第1のコマンドは、短命な鍵とユーザ固有のメタデータとを含む短命なユーザ識別子を含んでおり、短命なユーザ識別子は、第1のコマンドに固有であり、短命な鍵は、ネットワークサービスによって生成されており、短命なユーザ識別子は、ネットワークサービスの秘密鍵でデジタル署名されており、スタンドアロンコンピューティングデバイスは、ネットワークサービスによって直接アクセス可能ではない（動作402）。システムは、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、ネットワークサービスの公開鍵を使用して、短命なユーザ識別子がネットワークサービスによってデジタル署名されていることを検証する（動作404）。検証が成功しなかった場合（判定406）、動作は戻る。検証が成功した場合（判定406）、システムは、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、スタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスすることによってユーザ固有のメタデータに基づいて第1のコマンドを実行する（動作408）。

【0066】

図5は、本発明の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にする例示的な分散コンピュータ及び通信システム500を示す。コンピュータシステム502は、プロセッサ504、メモリ506、及び記憶デバイス508を含む。メモリ506は、管理メモリとして機能する揮発性メモリ（例えば、RAM）を含むことができ、1つ以上のメモリプールを記憶するために使用することができる。更に、コンピュータシステム502は、ディスプレイデバイス510、キーボード512、及びポインティングデバイス514に連結することができる。記憶デバイス508は、オペレーティングシステム516、コンテンツ処理システム518、及びデータ530を記憶することができる。

【0067】

コンテンツ処理システム518は、コンピュータシステム502によって実行されると、コンピュータシステム502に本開示に記載されている方法及び／又は処理を実行させることができるように命令を含むことができる。具体的には、コンテンツ処理システム518は、コンピュータネットワークを介して他のネットワークノードに／から、又は無線アクセスポイント若しくはルータを伴わない無線プロトコルを介して、データパケットを送信及び／又は受信するための命令を含み得る（通信モジュール520）。データパケットは、データ、登録要求、短命なユーザ識別子、コマンド、及び通知を含むことができる。

【0068】

コンテンツ処理システム518は、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、ユーザに関連付けられたモバイルコンピューティングデバイスから、スタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスする第1のコマンドを受信するための命令を更に含むことができ、第1のコマンドは、短命な鍵とユーザ固有のメタデータとを含む短命なユーザ識別子を含んでおり、短命なユーザ識別子は、第1のコマンドに固有であり、短命な鍵は、ネットワークサービスによって生成されており、短命なユーザ識別子は、ネットワークサービスの秘密鍵でデジタル署名されており、スタンドアロンコンピューティングデバイスは、ネットワークサービスによって直接アクセス可能ではない（通信モジュール520）。コンテンツ処理システム518はまた、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、ネットワークサービスの公開鍵を使用して、短命なユーザ識別子がネットワークサービスによってデジタル署名されていることを検証するための命令を含むこともできる（検証モジュール522）。コンテンツ処理システム518は、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、スタンドアロンコンピューティングデバイスの能力にアクセスすることによってユーザ固有のメタデータに基づいて第1のコマンド

10

20

30

40

50

を実行するための命令を含むことができる（コマンド実行モジュール 524）。

【0069】

コンテンツ処理システム 518 は、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、モバイルコンピューティングデバイスに、第 1 のコマンドの成功した実行を示す通知を送信するための命令を追加的に含むことができる（通知管理モジュール 526）。コンテンツ処理システム 518 は、スタンドアロンコンピューティングデバイスによって、Wi-Fi-Direct と、Bluetooth (登録商標) と、NFC と、無線プロトコルと、無線アクセスポイント又は無線ルータを伴わない無線プロトコルと、のうちの 1 つ以上に基づいて無線でモバイルコンピューティングデバイスとペアリングするための命令を含むことができる（接続確立モジュール 528）。

10

【0070】

コンテンツ処理システム 518 はまた、モバイルコンピューティングデバイスとネットワークサービスとの間にトランスポート層セキュリティプロトコルに基づいて第 1 のセキュア接続を確立するための命令を含むこともできる（接続確立モジュール 528）。コンテンツ処理システム 518 はまた、モバイルコンピューティングデバイスとスタンドアロンコンピューティングデバイスとの間にトランスポート層セキュリティプロトコルに基づいて第 2 のセキュア接続を確立するための命令を含むこともできる（接続確立モジュール 528）。

20

【0071】

データ 530 は、入力として必要とされるか、又は本開示に記載される方法及び／若しくは処理によって出力として生成される、任意のデータを含むことができる。具体的には、データ 530 は、少なくとも、コマンド、短命なユーザ識別子、短命な鍵、ユーザ固有のメタデータ、デジタル署名された短命なユーザ識別子、ネットワークサービスのインジケータ又は識別子、モバイルコンピューティングデバイスに関連付けられたユーザのインジケータ又は識別子、モバイルコンピューティングデバイスのインジケータ又は識別子、スタンドアロンコンピューティングエンティティのインジケータ又は識別子、公開鍵、秘密鍵、通知、通知メッセージ、メッセージ、実行されたコマンドに関連付けられたトランザクション情報、無線アクセスポイント又は無線ルータを伴わない無線プロトコルを介しての成功したペアリングのインジケータ、2つのエンティティの間に確立された成功した接続のインジケータ、トランスポート層セキュリティプロトコルを介して接続をサポートするための情報、並びに多機能プリンタ、IoT 対応デバイス、及びロボットのインジケータ又は識別子を記憶することができる。

30

【0072】

図 6 は、本出願の一実施形態による、スタンドアロンコンピューティングデバイスへのユーザアクセスを容易にする例示的な装置 600 を示す。装置 600 は、有線、無線、量子光、又は電気通信チャネルを介して互いに通信し得る複数のユニット又は装置を備えることができる。装置 600 は、1 つ以上の集積回路を使用して実現されてもよく、図 6 に示されているものよりも少ない又は多いユニット又は装置を含んでもよい。更に、装置 600 は、コンピュータシステムに統合されてもよく、又は他のコンピュータシステム及び／若しくはデバイスと通信することができる別個のデバイスとして実現されてもよい。具体的には、装置 600 は、図 5 のコンピュータシステム 502 のモジュール 520～528 と同様の機能又は動作を実行するユニット 602～610 を備えることができ、これには、通信ユニット 602、検証ユニット 604、コマンド実行ユニット 606、通知管理ユニット 608、及び接続確立ユニット 610 が含まれる。

40

【0073】

発明を実施するための形態において記載されるデータ構造及びコードは、典型的には、コンピュータ可読記憶媒体上に記憶され、コンピュータシステムによって使用されるコード及び／又はデータを記憶することができる任意のデバイス又は媒体であってもよい。コンピュータ可読記憶媒体としては、揮発性メモリ、不揮発性メモリ、ディスクドライブなどの磁気及び光学記憶デバイス、磁気テープ、CD (コンパクトディスク)、DVD (デ

50

ジタル多用途ディスク若しくはデジタルビデオディスク)、又は既知の、若しくは今後開発されるコンピュータ可読媒体を記憶することができる他の媒体が挙げられるが、これらに限定されない。

【0074】

発明を実施するための形態セクションに記載される方法及び処理は、上記のようにコンピュータ可読記憶媒体に記憶され得るコード及び/又はデータとして具体化することができる。コンピュータシステムが、コンピュータ可読記憶媒体上に記憶されたコード及び/又はデータを読み取って実行すると、コンピュータシステムは、データ構造及びコードとして具体化され、コンピュータ可読記憶媒体内に記憶された方法及び処理を実行する。

【0075】

更に、上述の方法及び処理は、ハードウェアモジュール又は装置に含まれてもよい。ハードウェアモジュール又は装置としては、特定用途向け集積回路(*application-specific integrated circuit*、ASIC)チップ、フィールドプログラマ可能ゲートアレイ(*field-programmable gate array*、FPGA)、特定の時刻に特定のソフトウェアモジュール又はコードを実行する専用又は共有プロセッサ、及び、既知の又は後に開発される他のプログラム可能論理デバイスを含むことができるが、これらに限定されない。ハードウェアモジュール又は装置が起動されると、それらの内部に含まれる方法及び処理が実行される。

10

20

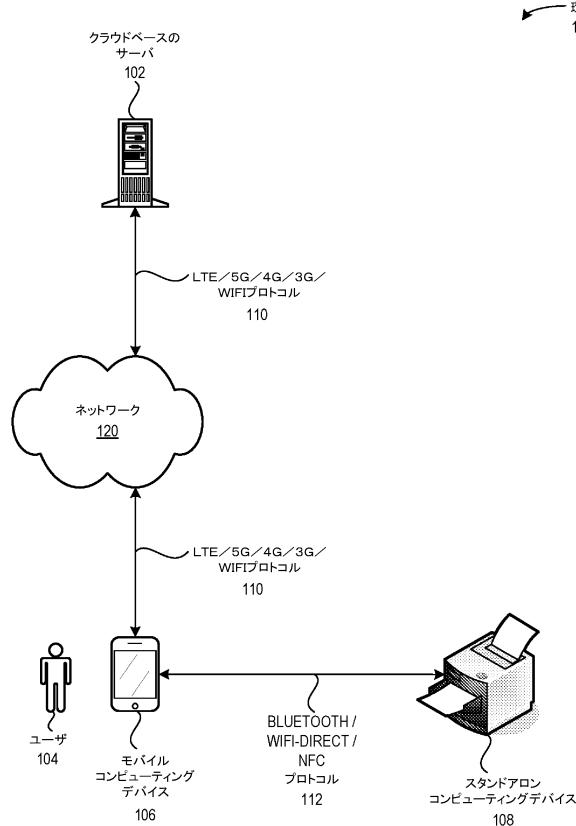
30

40

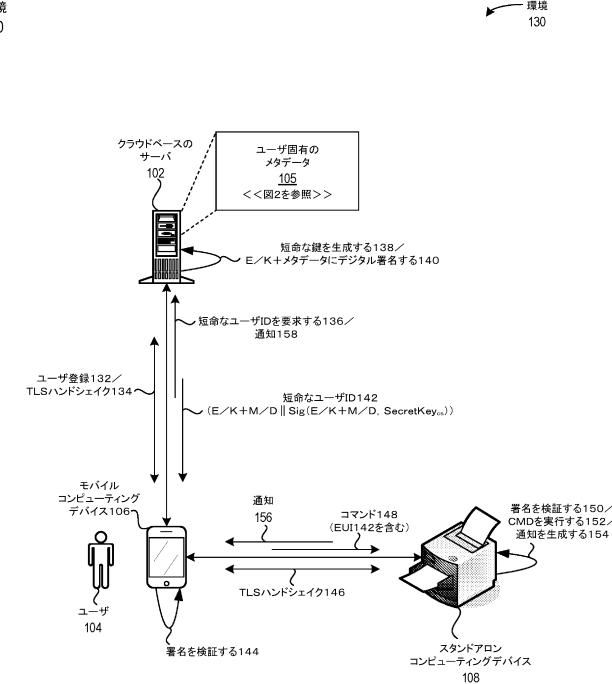
50

【図面】

【図 1 A】



【図 1 B】



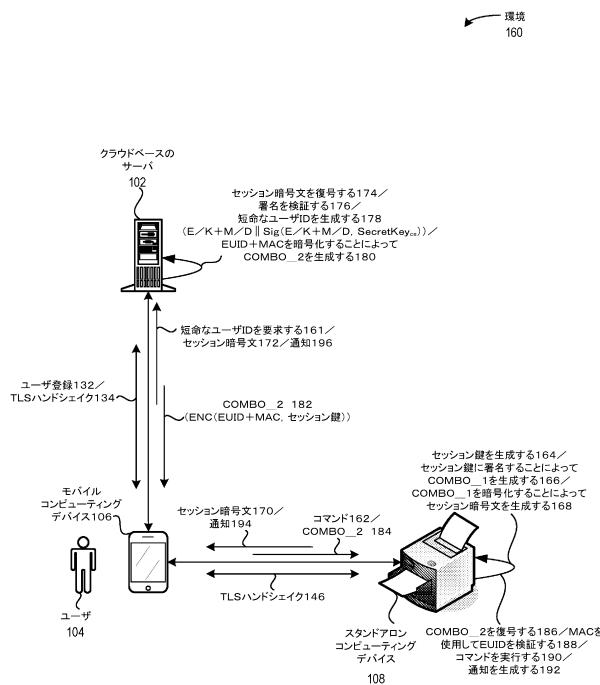
10

20

30

40

【図 1 C】



【図 2】

The diagram shows two database tables:
 - テーブル210 (マシンタイプ211用)

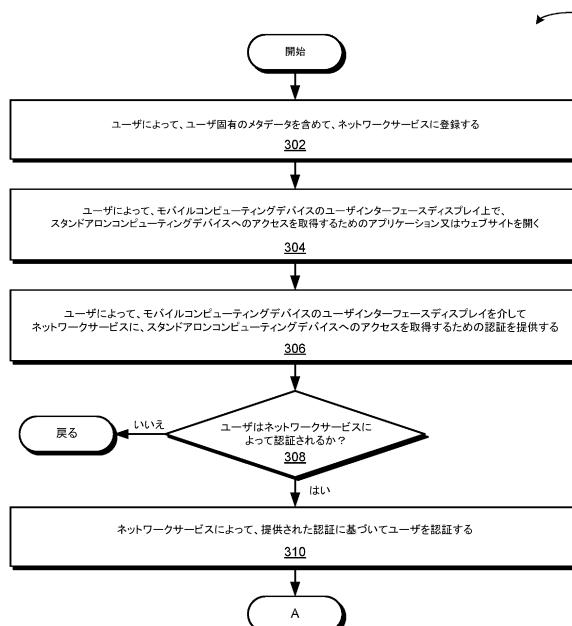
ユーザー名	現金残高	ページ残数	ユーザー権限
212	214	216	218
... joe.y.smith	\$26.20	260ページ	{縦、両面、黒／白}
...

 - テーブル230 (マシンタイプ231用)

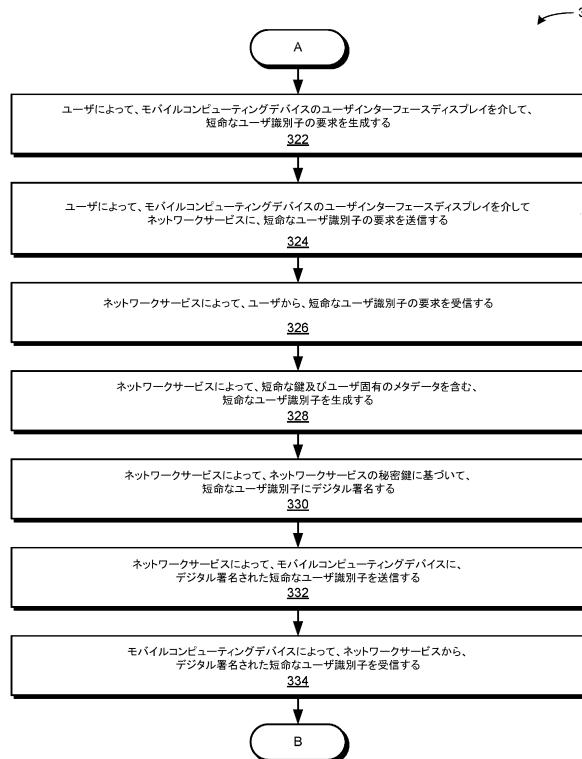
ユーザー名	現金残高	ページ残数	ユーザー権限
232	234	236	238
... joe.y.smith	\$158.88	n/a	{横、片面、カラー}
...

50

【図3A】



【図3B】



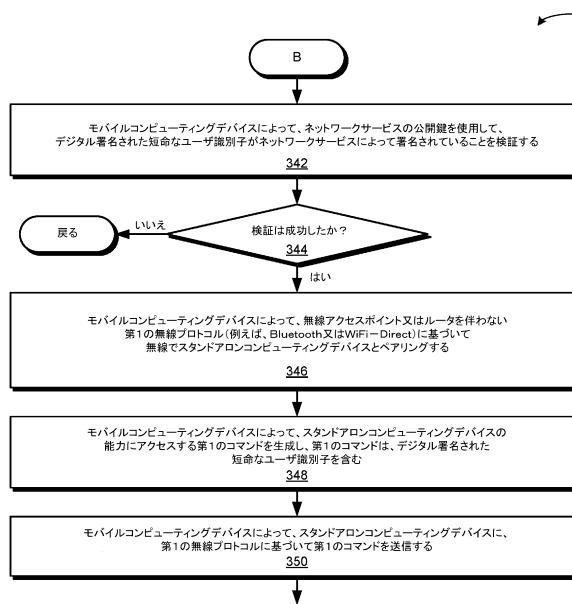
10

20

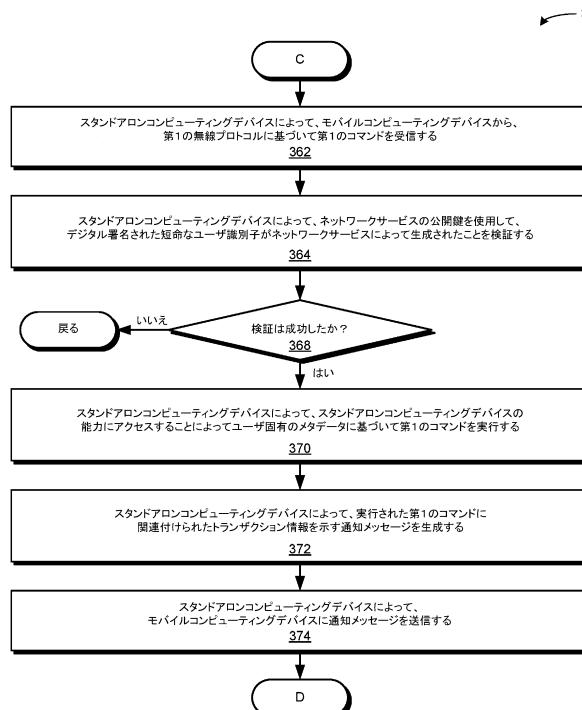
30

40

【図3C】

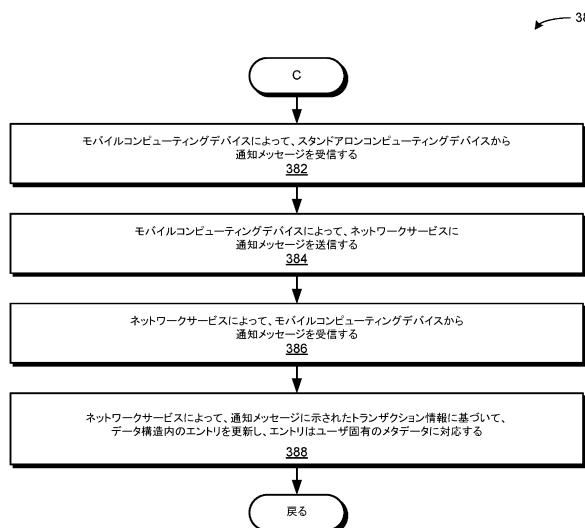


【図3D】

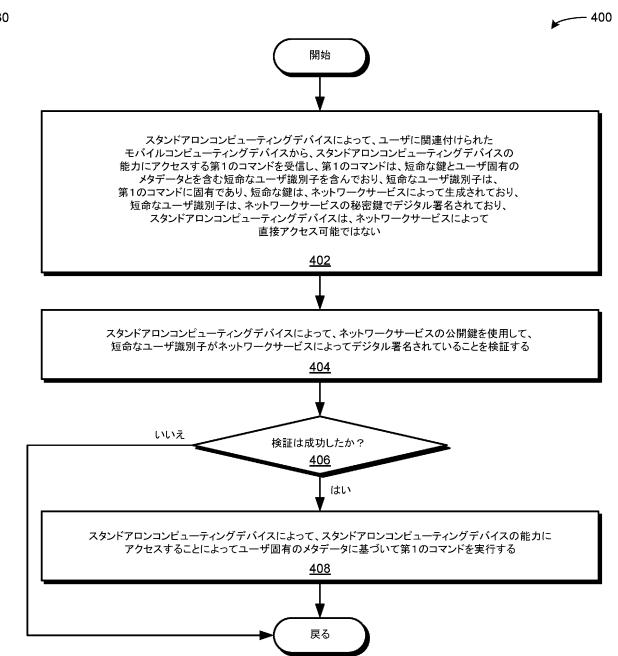


50

【図3E】



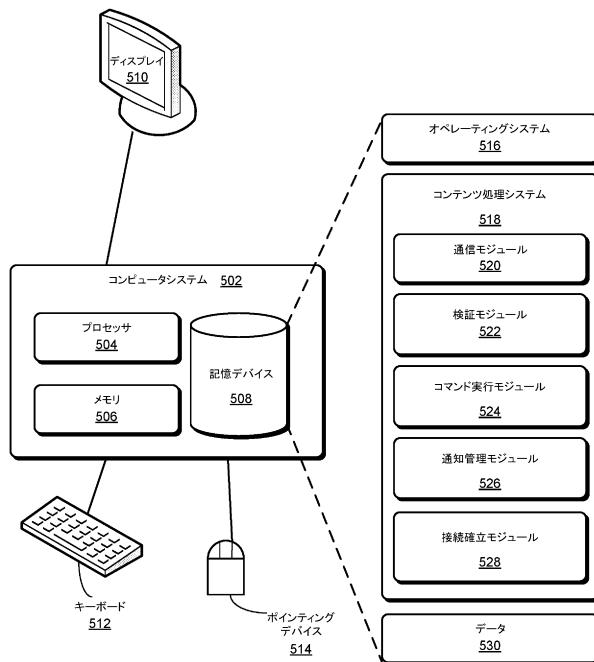
【図4】



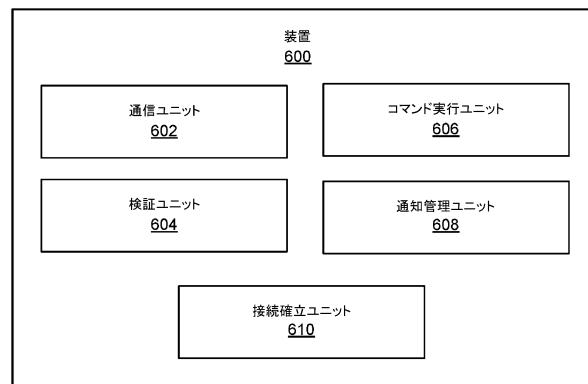
10

20

【図5】



【図6】



30

40

50

フロントページの続き

弁理士 上杉 浩

(74)代理人 100120525

弁理士 近藤 直樹

(74)代理人 100139712

弁理士 那須 威夫

(74)代理人 100158551

弁理士 山崎 貴明

(72)発明者 シャンタヌ・レイン

アメリカ合衆国 カリフォルニア州 94025 メンロー・パーク シャロン・パーク・ドライブ
675 アパートメント 201

(72)発明者 アレハンドロ・イー・ブリト

アメリカ合衆国 カリフォルニア州 94040 マウンテン・ビュー オルテガ・アベニュー 163

審査官 平井 誠

(56)参考文献 国際公開第2018/160863 (WO, A1)

特表2015-514269 (JP, A)

(58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)

H04L 9/00-40

G06F 21/00-88